

株 主 各 位

東京都武蔵野市中町一丁目20番8号
株式会社大戸屋ホールディングス
代表取締役社長 窪 田 健 一

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。平成26年6月23日（月曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 地下1階 桃山
※桃山が満席となった場合は、第2会場をご案内させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第31期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第31期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役10名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

※当社は、平成26年5月9日開催の取締役会において、剰余金の配当を1株につき20円とし、平成26年6月25日を支払開始日としてお支払することを決議いたしました。

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成26年6月23日(月曜日)午後6時までに到着するようご返送下さい。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

議決権行使サイト(<http://www.evote.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従い、平成26年6月23日(月曜日)午後6時までに賛否をご入力ください。なお、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。詳細につきましては、後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

(3) 書面及びインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

(4) インターネット開示に関する事項

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次の事項につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ootoya.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集通知の添付書類には記載しておりません。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

(5) 株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

添付書類及び株主総会参考書類等に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ootoya.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

「インターネットによる議決権行使のご案内」

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願いいたします。

1. インターネット等による議決権行使方法

- (1) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社が指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において行使可能です。
- (2) 上記議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (3) 株主様以外の第三者による不正アクセス(いわゆる「成りすまし」)や議決権行使内容の改ざんを防止するためご利用の株主様には「仮パスワード」の変更(新しいパスワードの登録)をお願いいたします。
- (4) 議決権行使は、株主総会前日(平成26年6月23日(月曜日))午後6時まで可能ですが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使下さいますようお願いいたします。

2. 留意事項

- (1) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット等の利用環境、スマートフォンまたは携帯電話の機種等によっては、インターネット等による議決権行使ができない場合もございます。

| |
|--|
| 議決権行使サイトに関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 (ヘルプデスク) 電話 (受付 9:00~21:00) 0120-173-027 |
|--|

第31期事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、現政権の金融緩和をはじめとした経済政策が一定の効果を表し、若干の調整はあるものの円安、株高の基調が続きました。この状況下において、個人消費の回復、大手を中心に賃上げを発表する企業が現れる等、明るい見通しがみられた反面、新興国の景気減速懸念や地域紛争等の地政学リスクから先行が見通せない状況が続きました。

外食産業におきましても、消費マインドに回復の基調はあるものの、円安に伴う食材価格の高騰による一部商品の値上げや消費税増税を控えた不透明感の中、同業他社やコンビニエンス・ストア等の中食業態との競争が激しさを増し、厳しい経営環境が続きました。

このような状況の下、当社グループの当連結会計年度は、国内・海外合計500店舗体制への基礎作り元年と位置づけ、「人々の心と体の健康を促進し、フードサービス業を通じ、人類の生成発展に貢献する」という経営理念のもと、店舗価値のさらなる向上を図るべく、引き続き成長のための施策を実施して参りました。

国内におきましては、300店舗を達成し、「大戸屋」ブランドの確立を図るとともに、商品価値の向上、提供時間の短縮などの店舗オペレーションの効率化や接客対応のさらなる向上に取り組み、お客様から選ばれる店舗作りに努めて参りました。

海外におきましては、中国上海におけるフランチャイズ事業の合弁事業を解消し、合弁で設立いたしました大戸屋（上海）餐飲管理有限公司を完全子会社化し、経営の効率化を図りました。さらに、台湾におけるエリア・フランチャイズ加盟企業である全家便利商店股份有限公司（台湾ファミリーマート）と中国全土におけるエリア・フランチャイズ契約を締結し、中国本土における店舗展開に着手いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高は23,216百万円（前年同期比13.9%増）、営業利益755百万円（同53.6%増）、経常利益782百万円（同76.9%増）となり、海外における提携解消損失146百万円、国内外における既存店舗の改装に係る固定資産除却損33百万円、減損損失74百万円を特別損失に計上したため、当期純利益は200百万円（同22.3%減）となりました。

事業セグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

①国内直営事業

国内直営事業は、「大戸屋ごはん処」13店舗の新規出店があり、国内フランチャイズ事業でありました1店舗について国内直営事業といたしました。また、2店舗の閉店がありました。また、社員独立支援制度による1店舗ののれん分け及び3店舗について国内フランチャイズ事業といたしました。

これにより、当連結会計年度における国内直営事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」148店舗、「おとや」等他業態3店舗の総計151店舗となりました。

以上の結果、国内直営事業の当連結会計年度の売上高は14,756百万円（前年同期比10.4%増）となり、営業利益は448百万円（同1.1%減）となりました。

②国内フランチャイズ事業

国内フランチャイズ事業は、「大戸屋ごはん処」20店舗の新規出店がありましたが、1店舗の閉店がありました。また、国内フランチャイズ事業でありました1店舗が国内直営事業となり、社員独立支援制度による1店舗ののれん分け及び3店舗について国内フランチャイズ事業といたしました。

これにより、当連結会計年度における国内フランチャイズ事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」157店舗となりました。

以上の結果、国内フランチャイズ事業の当連結会計年度の売上高は6,330百万円（前年同期比21.4%増）、営業利益859百万円（同14.4%増）となりました。

③海外直営事業

海外直営事業は、当連結会計年度末現在、12店舗（香港大戸屋有限公司が香港において4店舗、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD. がシンガポール共和国において3店舗、AMERICA OOTOYA INC. が米国ニューヨーク州において2店舗、M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD. がタイ王国において1店舗、大戸屋（上海）餐飲管理有限公司が中国上海市において2店舗）稼働しておりますが、前連結会計年度に台湾大戸屋股份有限公司を株式売却により連結除外したため、当連結会計年度の売上高は1,659百万円（前年同期比4.7%増）、営業損失215百万円（前年同期は280百万円の営業損失）となりました。

④海外フランチャイズ事業

海外フランチャイズ事業は、当連結会計年度末現在、63店舗（タイ王国において40店舗、台湾において17店舗、インドネシア共和国において6店舗）を展開しており、当連結会計年度の売上高は405百万円（前年同期比96.6%増）、営業利益183百万円（同296.8%増）となりました。

なお、持分法適用関連会社大戸屋（上海）餐飲管理有限公司（第3四半期連結会計期間中に連結子会社化）につきましては、当連結会計年度において持分法による投資損失20百万円を計上しております。

⑤その他

その他は、メンテナンス事業、食育事業及び品質管理事業であり、当連結会計年度末現在、株式会社O T Y フィールがメンテナンス事業を、株式会社O T Y 食ライフ研究所が食育事業を、THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.（平成25年10月1日付でOOTOYA (THAILAND) CO., LTD. から商号変更）が当社のプライベートブランド商品（焼魚に使用する魚の加工品）に係る品質管理事業をタイ王国で行っており、当連結会計年度の売上高は65百万円（外部顧客に対する売上高。前年同期比307.0%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は13億7千8百万円であり、新規出店及び店舗改装等に係るものであります。主な内訳は、内装設備に対する投資額が6億9千4百万円、器具備品等に対する投資額が5億1千9百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

国内の景況感には明るい見通しも出て参りましたが、外食産業を取り巻く環境は、消費税増税による個人消費への影響をはじめ、円安の進行による食材価格の上昇等が懸念される中、コンビニエンス・ストア等の他業態との競争が激しさを増すことが予想され、引続き厳しい環境が続くと思われまます。

このような環境の下、当社グループは、経営理念を具現化するべく、国内においては新規出店と既存店舗の改装を積極的に行うとともに、「店舗価値向上」に取り組み、「お客様から選ばれるお店作り」に努めて参ります。また、海外では、アジア地域においては中国本土への進出に着手するとともに米国ニューヨーク州においても引き続き新規出店を進めて参ります。また、海外フランチャイズ加盟企業に対する商品・接客サービス等の店舗運営に関する経営指導に注力し、大戸屋ブランドの確立と企業価値の向上を図って参ります。

当社第32期（平成27年3月期）は、国内・海外合計500店舗体制への基礎作り中間期と位置づけ、成長戦略に取り組んで参る所存であります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は平成25年12月9日に、持分法適用関連会社であった大戸屋（上海）餐飲管理有限公司を完全子会社化いたしました。

(9) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分 \ 期 別 | 第 28 期 平成23年3月期 | 第 29 期 平成24年3月期 | 第 30 期 平成25年3月期 | 第 31 期 (当連結会計年度) 平成26年3月期 |
|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 期 末 店 舗 数 (うち F C 店 舗 数) | 281店舗 (113店舗) | 318店舗 (158店舗) | 347店舗 (195店舗) | 383店舗 (220店舗) |
| 売 上 高 | 17,240,547 | 18,693,473 | 20,390,861 | 23,216,873 |
| 経 常 利 益 | 575,986 | 364,598 | 442,435 | 782,795 |
| 当 期 純 利 益 | 161,019 | 264,834 | 257,541 | 200,040 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 27.76円 | 45.66円 | 43.89円 | 27.86円 |
| 総 資 産 | 8,071,849 | 8,743,225 | 10,747,439 | 10,305,893 |
| 純 資 産 | 2,644,531 | 2,492,750 | 4,156,138 | 4,216,828 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 | 410.91円 | 429.79円 | 577.51円 | 583.36円 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第28期の業績につきましては、国内においては直営店舗の積極的な出店と既存店舗の活性化、並びに、フランチャイズ事業の積極展開を行い、海外においては直営既存店舗の収益向上とフランチャイズ店舗に対する経営指導を徹底した結果、経常利益は5億7千5百万円となりました。
3. 第29期の業績につきましては、国内においては積極的な出店と既存店舗の活性化に重点を置くとともに顧客満足度の向上及び競合他社との差別化に努め、海外においては直営店舗の新規出店及び既存店舗の活性化とフランチャイズ店舗に対する経営指導を行いました。また、タイ子会社等の株式売却益4億5千万円を計上しましたが、国内店舗に関係する特別損失を計上したため当期純利益は2億6千4百万円となりました。
4. 第30期の業績につきましては、国内においては積極的な出店を行うとともに店舗価値の向上に努め、海外においては主にフランチャイズ店舗に対する経営指導を行った結果、経常利益は4億4千2百万円となりました。また、台湾子会社の株式売却益3億1千2百万円を特別利益に計上しましたが、国内外の店舗に係る特別損失を計上したため、当期純利益は2億5千7百万円となりました。
5. 第31期(当連結会計年度)の業績の概要につきましては、4頁に記載した「1.企業集団の現況に関する事項 (1)事業の経過及びその成果」をご参照ください。

(10) 企業集団の主要な事業セグメント

| 事業セグメント | 主な事業内容 |
|-------------|--|
| 国内直営事業 | 国内における一般消費者に対する定食、弁当及び惣菜の販売事業 |
| 国内フランチャイズ事業 | 国内のフランチャイズ加盟者の募集及び加盟店の経営指導事業 |
| 海外直営事業 | 海外における一般消費者に対する定食、弁当及び惣菜の販売事業 |
| 海外フランチャイズ事業 | 海外のフランチャイズ加盟者の募集及び加盟店の経営指導事業 |
| その他 | 店舗メンテナンス事業、食育事業、当社のプライベートブランド商品に係る品質管理事業 |

(11) 主要な営業所及び店舗

本部 東京都武蔵野市中町一丁目20番8号
 山梨事務所 山梨県山梨市下栗原1309-2
 店舗 383店舗（うちF C店等 220店舗）

(単位：店舗)

| 地域名 | 直営店 | F C店等 | 合計 |
|-------|-----|-------|-----|
| 東京都 | 77 | 23 | 100 |
| 神奈川県 | 17 | 29 | 46 |
| 埼玉県 | 17 | 4 | 21 |
| 千葉県 | 13 | 12 | 25 |
| その他関東 | - | 11 | 11 |
| 北海道 | 5 | 4 | 9 |
| 東北 | 3 | 12 | 15 |
| 甲信越 | 5 | 8 | 13 |
| 北陸 | - | 6 | 6 |
| 東海 | 3 | 8 | 11 |
| 近畿 | 11 | 5 | 16 |
| 中国・四国 | - | 12 | 12 |
| 九州・沖縄 | - | 23 | 23 |
| 国内計 | 151 | 157 | 308 |
| 海外 | 12 | 63 | 75 |
| 合計 | 163 | 220 | 383 |

- (注) 1. 「その他関東」には、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県は含まれておりません。
 2. 「海外」は、連結子会社それぞれの決算期末日現在における稼働店舗数を記載しております。

(12) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 598名 | 33名増 |

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 25名 | 2名増 | 47.6歳 | 8.0年 |

(注) 従業員数には、子会社等への出向社員は含んでおりません。また、上記のほか、臨時従業員(パート・アルバイト)3名がおります。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-----------------------------------|----------------|--------|------------|
| 株式会社大戸屋 | 10,000千円 | 100.0% | 定食店の経営 |
| 香港大戸屋有限公司 | 33,877千香港ドル | 100.0% | 和食レストランの経営 |
| OTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD. | 5,244千シンガポールドル | 100.0% | 和食レストランの経営 |
| AMERICA OOTOYA INC. | 2,000千米ドル | 100.0% | 和食レストランの経営 |
| M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD. | 20,000千バーツ | 45.0% | 和食レストランの経営 |
| 大戸屋(上海)餐飲管理有限公司 | 15,920千人民元 | 100.0% | 和食レストランの経営 |
| 株式会社OTYフィール | 5,000千円 | 100.0% | 店舗メンテナンス事業 |
| 株式会社OTY食ライフ研究所 | 57,500千円 | 100.0% | 食育事業 |
| THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD. | 4,000千バーツ | 48.8% | 品質管理事業 |

上記の9社が連結子会社であります。

(14) 主要な借入先

| 借入先 | 借入金額 |
|---------------|-----------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 662,400千円 |
| 株式会社りそな銀行 | 489,800 |
| 株式会社三井住友銀行 | 376,700 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 370,200 |
| 株式会社みずほ銀行 | 44,100 |
| 株式会社山梨中央銀行 | 44,070 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 43,986 |
| 日本生命保険相互会社 | 23,200 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 20,600 |

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 28,720,000株
(2) 発行済株式の総数 7,179,863株 (自己株式137株を除く)
(3) 株主数 22,122名
(4) 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|----------------|---------|--------|
| 三森久実 | 1,304千株 | 18.16% |
| タニコー株式会社 | 130 | 1.81 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 120 | 1.67 |
| 株式会社りそな銀行 | 100 | 1.39 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 100 | 1.39 |
| 大戸屋従業員持株会 | 99 | 1.38 |
| 第一生命保険株式会社 | 50 | 0.69 |
| 窪田健一 | 43 | 0.60 |
| 住友商事株式会社 | 43 | 0.59 |
| 株式会社ラックランド | 43 | 0.59 |

(注) 持株比率は、自己株式(137株)を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況（平成26年3月31日現在）
該当事項はありません。

- (2) 当該事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|--------------------|---------|---------------------------------|
| 代表取締役会長 | 三 森 久 実 | 株式会社大戸屋 代表取締役会長 香港大戸屋有限公司 董事 |
| 代表取締役社長 | 窪 田 健 一 | 株式会社大戸屋 代表取締役社長 |
| 取締役副社長 | 土 橋 久 一 | 管理本部長 |
| 専務取締役 | 瀨 田 寛 明 | 経営企画部長兼内部統制担当 |
| 常務取締役 | 藤 岡 昭 一 | 管理本部副本部長兼総務部長 |
| 取 締 役 | 三 森 智 文 | 内部監査室長 |
| 取 締 役 | 高 田 知 典 | 海外事業本部長 |
| 取 締 役 | 都 甲 和 幸 | 公認会計士 |
| 取 締 役 | 岩 田 松 雄 | |
| 監 査 役(常勤) | 野 崎 拓 志 | 株式会社大戸屋 監査役 |
| 監 査 役 | 森 弘 治 | タカセ洋菓子株式会社 取締役会長 |
| 監 査 役 (仮 監 査 役) | 内 海 雅 秀 | 弁護士 |

- (注) 1. 取締役都甲和幸氏及び岩田松雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役森弘治氏及び内海雅秀氏（仮監査役）は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 社外取締役都甲和幸氏及び岩田松雄氏、社外監査役森弘治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 4. 平成26年1月10日、監査役安藤祥治氏は逝去により退任いたしました。これに伴い、監査役の法定員数を欠くこととなったため、会社法第346条第2項に定める仮監査役の選任について東京地方裁判所に申し立てを行い、平成26年2月13日、同裁判所より内海雅秀氏が仮監査役として選任されております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 | 退 任 日 |
|-----|---------|----------------|------------|
| 監査役 | 安 藤 祥 治 | 株式会社安藤商事 代表取締役 | 平成26年1月10日 |

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分 | 支給人員 | 報酬等の額 |
|------------------|-------------|------------------------|
| 取締役 (うち社外取締役) | 9名 (2名) | 175,190千円 (9,600千円) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 4名 (3名) | 11,808千円 (4,800千円) |

- (注) 1. 平成13年6月21日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額50,000千円以内と承認いただいております。
2. 監査役の人数及び報酬等の額には、平成26年1月10日に逝去により退任されました安藤祥治氏の報酬等の額が含まれております。
3. 報酬等の額には、役員賞与額が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役森弘治氏は、タカセ洋菓子株式会社の取締役会長であります。同社と当社との取引関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

③ 子会社からの役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主な活動状況 |
|--------------------|---------|---|
| 取 締 役 | 都 甲 和 幸 | 当事業年度に開催した取締役会17回中16回に出席し、公認会計士としての豊富な経験と見識から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 |
| 取 締 役 | 岩 田 松 雄 | 当事業年度に開催した取締役会17回中12回に出席し、当業界における豊富な経験と経営に関する高い見識から、必要に応じ、当会社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 |
| 監 査 役 | 森 弘 治 | 当事業年度に開催した取締役会17回中16回に出席し、また、監査役会12回中12回に出席し、当業界における豊富な経験と経営に関する高い見識から、必要に応じ、当会社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 |
| 監 査 役 | 安 藤 祥 治 | 退任までの間に開催した取締役会13回中9回に出席し、また、退任までに開催された監査役会9回中8回に出席し、当業界における豊富な経験と経営に関する高い見識から、必要に応じ、当会社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 |
| 監 査 役 (仮 監 査 役) | 内 海 雅 秀 | 就任後開催した取締役会2回中2回に出席し、また就任後開催した監査役会1回中1回に出席し、弁護士としての豊富な経験と見識から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 |

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 24百万円 |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24百万円 |

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である香港大戸屋有限公司、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.、AMERICA OOTOYA INC. 及び大戸屋（上海）餐飲管理有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である三優監査法人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月3日開催の取締役会において内部統制システムの基本方針を決議し、その後一部改訂しており、その内容は以下の通りであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、企業の社会的責任を果たすため、「経営理念」及び「基本方針」の周知徹底を図る。

また、「コンプライアンス規程」を定め、業務執行や研修等を通じ指導教育を実施し、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合する体制を整備する。

代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに関する事項を管理するとともに、「内部通報制度規程」を定め、コンプライアンス上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設ける。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等へは毅然とした姿勢で臨み一切の関係を遮断する。不当要求等については断固として拒否し、弁護士、警察等とも連携して的確な対応を行う。

被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、当社及び当社グループ会社の内部監査に関する基本方針を定め、当社及び当社グループ会社において、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令、「文書管理規程」その他の社内規程に従い、取締役会などの重要会議の審議過程や意思決定の記録、稟議書、重要な契約書など、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び当社グループ会社の事業推進に伴う損失の危険（以下「リスク」という）についてそれぞれの部署が管理し、関係者へ周知徹底を図るものとする。

加えて、リスクについて把握・評価し適切な対応を行うために、「リスク管理規程」を定めリスク管理体制を整備するとともに代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスクの一元管理を行う。委員長は全社的なリスクの管理状況を把握し、適宜取締役会に報告する。

また、大規模な事故、災害、不祥事等の不測の事態については、「コンプライアンス・リスク管理委員会」が必要な人員で構成する緊急対策本部を適宜設置することとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会及び取締役会の委任を受けた審議・決定機関である経営会議において取締役及び使用人が共有する年度計画を定め、この浸透を図る。各取締役は目標達成に向けて各部門が実施する具体的な目標と権限分配を含めた効率的な方策を定める。

また、ITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、持株会社として、当社及び当社グループ会社の業務運営を管理監督し、必要な経営資源を配分し、当社及び当社グループ会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、セグメント別の事業毎に、それぞれ責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。

当社の取締役または執行役員は当社グループ会社の取締役を兼務し、当社グループ会社の運営を監視・監督する。また、当社の監査役は、適宜当社グループ会社の監査を行い、当社グループ会社の業務の適正を確保する体制を整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を置くものとし、当該使用人は、監査の補助業務を遂行するにあたり、取締役からの指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は法定の事項に加え、当社及び当社グループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査に関する事項、コンプライアンス・ホットラインによる通報内容についてすみやかに監査役に報告する。

常勤監査役は、取締役会のほかに経営会議などの重要会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の進捗状況について報告を受ける体制を確保する。

また、監査役は、業務執行に係る重要な文書及び稟議書などを閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求める。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、会計監査人から会計監査についての説明を受けるとともに、適宜情報の交換を行う。また、内部監査担当部署とも密接な連携を保ち、監査役の監査の実効性を高める。加えて、代表取締役との定期的な意見交換会を設置する。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の1つと認識しており、収益力の向上及び財務体質の改善を以って安定した経営基盤を構築しつつ、株主の皆様へに長期的、かつ安定的な配当及び利益還元を行うことを基本方針としております。この基本方針に基づき、業績に応じ、配当性向を考慮した利益配当額を決定するとともに、将来の更なる事業展開を目的とした投資活動のための内部留保額を決定しております。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針のもと、期末配当金として1株につき20円としております。

なお、内部留保資金につきましては、店舗の新設及び改装等、将来の利益に貢献する投資資金に充てると同時に、より一層の企業体質の強化及び今後の事業活動の充実並びに拡充に活用する所存であります。

-
- (注) 1. 以上のご報告は記載金額については、表示単位未満切り捨てにより表示しております。但し、百分率は小数点第2位を四捨五入しております。
2. 売上高等の取引金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------|-------------------------|------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 3,680,570 | 流 動 負 債 | 3,628,171 |
| 現 金 及 び 預 金 | 2,186,369 | 買 掛 金 | 1,040,672 |
| 売 掛 金 | 791,646 | 1年内返済予定の長期借入金 | 995,808 |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 66,192 | リ ー ス 債 務 金 | 180,168 |
| 前 払 費 用 | 137,670 | 未 払 払 金 | 801,746 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 75,550 | 未 払 法 人 税 等 | 264,055 |
| 預 け 金 | 225,826 | 賞 与 引 当 金 | 57,072 |
| そ の 他 | 197,314 | 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 | 1,660 |
| 固 定 資 産 | 6,625,322 | そ の 他 | 286,988 |
| 有 形 固 定 資 産 | 4,217,572 | 固 定 負 債 | 2,460,893 |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 2,822,791 | 長 期 借 入 金 | 1,079,248 |
| 工 具 器 具 備 品 | 1,112,367 | リ ー ス 債 務 金 | 388,291 |
| 土 地 | 246,766 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 236,532 |
| そ の 他 | 35,647 | 資 産 除 去 債 務 金 | 302,206 |
| 無 形 固 定 資 産 | 92,071 | そ の 他 | 454,615 |
| の れ ん | 16,824 | 負 債 合 計 | 6,089,065 |
| そ の 他 | 75,246 | (純 資 産 の 部) | |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 2,315,678 | 株 主 資 本 | 4,126,361 |
| 投 資 有 価 証 券 | 37,707 | 資 本 金 | 1,465,024 |
| 長 期 貸 付 金 | 56,760 | 資 本 剰 余 金 | 1,383,224 |
| 長 期 前 払 費 用 | 94,427 | 利 益 剰 余 金 | 1,278,233 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 190,007 | 自 己 株 式 | △121 |
| 敷 金 及 び 保 証 金 | 1,707,901 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | 62,048 |
| そ の 他 | 228,875 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 12,319 |
| 資 産 合 計 | 10,305,893 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 61,923 |
| | | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △12,194 |
| | | 新 株 予 約 権 | 1,347 |
| | | 少 数 持 主 持 分 | 27,070 |
| | | 純 資 産 合 計 | 4,216,828 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 10,305,893 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自平成25年4月1日
至平成26年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|----------------|---------|------------|
| 売上高 | | 23,216,873 |
| 売上原価 | | 9,751,951 |
| 売上総利益 | | 13,464,921 |
| 販売費及び一般管理費 | | 12,709,704 |
| 営業利益 | | 755,217 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1,643 | |
| 協賛金収入 | 38,441 | |
| 為替差益 | 47,975 | |
| 雑収入 | 14,034 | 102,094 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 53,192 | |
| 持分法による投資損失 | 20,668 | |
| 雑損失 | 655 | 74,516 |
| 経常利益 | | 782,795 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 1,180 | |
| 店舗売却益 | 108,694 | |
| 段階取得に係る差益 | 14,138 | 124,013 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 33,005 | |
| 固定資産売却損 | 297 | |
| 減損損 | 74,564 | |
| 店舗閉鎖損 | 434 | |
| 店舗閉鎖損失引当金繰入額 | 1,660 | |
| 提携解消損 | 146,450 | 256,412 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 650,396 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 454,546 | |
| 法人税等調整額 | △21,653 | 432,893 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | | 217,503 |
| 少数株主利益 | | 17,462 |
| 当期純利益 | | 200,040 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 1,465,024 | 1,383,224 | 1,293,589 | △121 | 4,141,716 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | － | － | △215,395 | － | △215,395 |
| 当 期 純 利 益 | － | － | 200,040 | － | 200,040 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | － | － | － | － | － |
| 当 期 変 動 額 合 計 | － | － | △15,355 | － | △15,355 |
| 当 期 末 残 高 | 1,465,024 | 1,383,224 | 1,278,233 | △121 | 4,126,361 |

(単位：千円)

| | その他の包括利益累計額 | | | | 新株予約権 | 少数株主持分 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|--------------|----------|--------------|---------------|-------|--------|-----------|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 8,825 | △4,133 | － | 4,691 | 612 | 9,118 | 4,156,138 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | － | － | － | － | － | － | △215,395 |
| 当 期 純 利 益 | － | － | － | － | － | － | 200,040 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 3,493 | 66,057 | △12,194 | 57,356 | 735 | 17,952 | 76,044 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 3,493 | 66,057 | △12,194 | 57,356 | 735 | 17,952 | 60,689 |
| 当 期 末 残 高 | 12,319 | 61,923 | △12,194 | 62,048 | 1,347 | 27,070 | 4,216,828 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 2,943,673 | 流動負債 | 415,971 |
| 現金及び預金 | 1,353,548 | 買掛金 | 14,122 |
| 売掛金 | 119,402 | 1年以内返済予定の長期借入金 | 258,408 |
| 原材料及び貯蔵品 | 2,797 | リース債務 | 12,593 |
| 前払費用 | 6,944 | 未払金 | 101,886 |
| 繰延税金資産 | 18,273 | 未払費用 | 8,195 |
| 未収入金 | 71,669 | 未払法人税等 | 2,776 |
| 短期貸付金 | 1,313,010 | 前受金 | 100 |
| その他 | 58,027 | 預り金 | 5,089 |
| 固定資産 | 1,838,791 | 賞与引当金 | 1,400 |
| 有形固定資産 | 409,567 | その他 | 11,400 |
| 建物 | 84,260 | 固定負債 | 604,585 |
| 構築物 | 38,830 | 長期借入金 | 531,298 |
| 車両運搬具 | 11,322 | リース債務 | 18,321 |
| 工具器具備品 | 28,388 | 資産除去債務 | 4,964 |
| 土地 | 246,766 | 退職給付引当金 | 50,001 |
| 無形固定資産 | 43,648 | 負債合計 | 1,020,556 |
| ソフトウェア | 43,648 | (純資産の部) | |
| 投資その他の資産 | 1,385,574 | 株主資本 | 3,748,241 |
| 投資有価証券 | 37,707 | 資本金 | 1,465,024 |
| 関係会社株式 | 883,807 | 資本剰余金 | 1,383,224 |
| 出資金 | 30 | 資本準備金 | 1,383,224 |
| 関係会社長期貸付金 | 218,400 | 利益剰余金 | 900,114 |
| 従業員に対する長期貸付金 | 878 | 利益準備金 | 3,582 |
| 繰延税金資産 | 11,578 | その他利益剰余金 | 896,531 |
| 保険積立金 | 213,412 | 繰越利益剰余金 | 896,531 |
| その他 | 19,760 | 自己株式 | △121 |
| 資産合計 | 4,782,465 | 評価・換算差額等 | 12,319 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 12,319 |
| | | 新株予約権 | 1,347 |
| | | 純資産合計 | 3,761,908 |
| | | 負債及び純資産合計 | 4,782,465 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自平成25年4月1日
至平成26年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|
| 売上高 | 1,546,575 |
| 売上原価 | 245,672 |
| 売上総利益 | 1,300,902 |
| 販売費及び一般管理費 | 959,535 |
| 営業利益 | 341,367 |
| 営業外収入 | 23,023 |
| 受取配当金 | 1,175 |
| 受取貸収入 | 27,147 |
| 雑収入 | 2,981 |
| 営業外費用 | 54,326 |
| 支払替貸利差費 | 13,406 |
| 支払替貸費 | 1,625 |
| 経常利益 | 25,290 |
| 特別損失 | 40,322 |
| 固定資産売却損 | 355,371 |
| 関係会社株式評価損 | 297 |
| 提携解消損 | 212,845 |
| 当期純利益 | 107,454 |
| 税引前当期純利益 | 34,773 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 60,565 |
| 法人税等調整額 | △7,773 |
| 当期純損失 | 52,791 |
| | 18,017 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------------|-----------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 当 期 首 残 高 | 1,465,024 | 1,383,224 | 1,383,224 | 3,582 | 1,129,945 | 1,133,528 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | — | — | — | — | △215,395 | △215,395 |
| 当 期 純 損 失 | — | — | — | — | △18,017 | △18,017 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | — | — | — | — | — | — |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | — | — | △233,413 | △233,413 |
| 当 期 末 残 高 | 1,465,024 | 1,383,224 | 1,383,224 | 3,582 | 896,531 | 900,114 |

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|----------------------|---------|-------------|--------------------------|---------------------|-----------|-----------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | 其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | △121 | 3,981,655 | 8,825 | 8,825 | 612 | 3,991,092 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | — | △215,395 | — | — | — | △215,395 |
| 当 期 純 損 失 | — | △18,017 | — | — | — | △18,017 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | — | — | 3,493 | 3,493 | 735 | 4,228 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | △233,413 | 3,493 | 3,493 | 735 | △229,184 |
| 当 期 末 残 高 | △121 | 3,748,241 | 12,319 | 12,319 | 1,347 | 3,761,908 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月13日

株式会社 大戸屋ホールディングス

取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代 表 社 員

業 務 執 行 社 員

代 表 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 杉田 純 ⑩

公認会計士 古藤 智弘 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大戸屋ホールディングスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大戸屋ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年 5月13日

株式会社 大戸屋ホールディングス
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代 表 社 員

業 務 執 行 社 員

代 表 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 杉田 純 ㊞

公認会計士 古藤 智弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大戸屋ホールディングスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月21日

株式会社大戸屋ホールディングス 監査役会
監査役（常勤）野崎拓志 ㊟
監査役（社外監査役）森弘治 ㊟
監査役（社外監査役）内海雅秀 ㊟

(注) 監査役内海雅秀は、平成26年1月10日に監査役安藤祥治が逝去により退任したことに伴い、平成26年2月13日付で東京地方裁判所より一時監査役の職務を行う者（仮監査役）として選任されております。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役10名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また経営体制強化のため取締役1名を増員いたしたく、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|---|------------|
| 1 | みつもり ひさみ 三森久実 (昭和32年11月18日生) | 昭和51年5月 株式会社フローラフーズ入社 昭和52年4月 大戸屋食堂の事業を承継 昭和58年5月 当社設立 代表取締役社長 平成24年4月 当社代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社大戸屋 代表取締役会長 香港大戸屋有限公司 董事 | 1,427,500株 |
| 2 | くぼた けんいち 窪田健一 (昭和45年8月18日生) | 平成5年4月 株式会社ライフコーポレーション入社 平成8年10月 当社入社 平成12年4月 当社第四事業部長 平成17年3月 当社営業本部副本部長兼第一営業部長 平成19年4月 当社F C事業本部長兼F C営業部長 平成19年6月 当社取締役F C事業本部長兼F C営業部長 平成20年4月 当社取締役F C事業本部長 平成22年1月 当社取締役国内事業本部副本部長兼F C事業部長 平成23年5月 当社取締役国内事業本部長 平成23年6月 当社常務取締役国内事業本部長 平成24年4月 当社代表取締役社長兼国内事業本部長 平成25年4月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社大戸屋 代表取締役社長 | 43,200株 |
| 3 | はまだ ひろあき 濱田寛明 (昭和39年8月9日生) | 昭和63年4月 国際証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 平成2年12月 国際ファイナンス株式会社出向 平成14年2月 同社業務企画部長 平成16年6月 当社入社 経営企画部長 平成19年6月 当社取締役経営企画部長 平成20年4月 当社取締役経営企画部長兼内部統制担当 平成23年6月 当社常務取締役経営企画部長兼内部統制担当 平成24年4月 当社専務取締役経営企画部長兼内部統制担当 平成26年4月 当社専務取締役海外事業本部長兼経営企画部管掌兼内部統制担当（現任） | 31,100株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 | 所有する 当 社 の 株 式 数 |
|-----------|--------------------------------------|---|------------------------|
| 4 | たかだ ともりのり 高田 知典 (昭和45年7月17日生) | 平成6年4月 有限会社マドカ入社 平成10年11月 当社入社 平成11年11月 当社神楽坂店店主 平成14年4月 当社人材教育部課長 平成17年3月 当社営業部スーパーバイザー 平成20年4月 当社海外事業本部タイ事業部長 平成23年4月 当社海外事業本部長 平成23年6月 当社取締役海外事業本部長 平成26年4月 当社取締役海外事業本部米国事業部長 (現任) | 10,200株 |
| 5 | とごう かずゆき 都 甲 和 幸 (昭和32年1月20日生) | 昭和55年4月 監査法人中央会計事務所入所 昭和58年3月 公認会計士登録 平成2年7月 監査法人三優会計社(現三優監査法人)入所 平成13年9月 同監査法人代表社員就任 平成20年6月 同監査法人退所 平成20年7月 都甲公認会計士事務所開設 代表 (現任) 平成21年1月 株式会社R T Bコンサルティング設立 代表取締役 (現任) 平成21年1月 S S J 税理士法人代表社員 (現任) 平成21年6月 当社社外取締役 (現任) 平成22年6月 株式会社エクセル 監査役 (現任) | — |
| 6 | いわた まつお 岩 田 松 雄 (昭和33年6月2日生) | 昭和57年4月 日産自動車株式会社入社 平成7年2月 ジェミニ・コンサルティング・ジャパン 入社 平成8年10月 日本コカ・コーラ株式会社入社 平成9年6月 コカ・コーラビバレッジサービス株式会 社入社 常務執行役員 平成12年6月 株式会社アトラス入社 取締役社長室長 平成12年12月 同社取締役副社長 平成13年4月 同社代表取締役社長 平成15年6月 株式会社タカラ入社 常務取締役 平成17年2月 株式会社イオンフォレスト入社 代表取 締役社長 平成21年4月 スターバックスコーヒージャパン株式会 社入社 代表取締役最高経営責任者 (C E O) 平成23年3月 同社退社 平成23年8月 当社顧問 平成24年6月 当社社外取締役 (現任) 平成25年10月 株式会社リーダーシップコンサルティング 代表取締役社長 (現任) | — |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 | 所有する 当 社 の 株 式 数 |
|-----------|---|---|------------------------|
| 7 | ※ つるひろゆき 水 流 博 之 (昭和31年12月30日生) | 昭和56年4月 三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入社 平成13年11月 同社ニューヨーク支店次長兼ケイマン支店次長 平成18年4月 同社国際営業開発部長 平成21年4月 同社香港支店長 平成24年4月 当社入社 執行役員海外事業本部付部長 平成24年5月 当社執行役員海外事業本部シンガポール事業部長 平成26年4月 当社執行役員管理本部長(現任) | 5,000株 |
| 8 | ※ やまもと まさや 山 本 匡 哉 (昭和48年7月7日生) | 平成9年4月 当社入社 平成18年6月 当社営業支援部長 平成20年4月 当社FC営業部長 平成23年4月 当社直営事業部長 平成23年7月 株式会社大戸屋取締役直営事業部長 平成26年4月 株式会社大戸屋取締役営業本部長(現任) 平成26年4月 当社国内事業本部長(現任) | 10,000株 |
| 9 | ※ たなか のぶなり 田 中 信 成 (昭和45年8月15日生) | 平成5年4月 グリコ協同乳業入社 平成8年9月 当社入社 平成20年4月 当社タイ事業部長 平成21年11月 当社商品部長 平成23年5月 当社執行役員商品開発本部長(現任) | 14,200株 |
| 10 | ※ まつい ただみつ 松 井 忠 三 (昭和24年5月13日生) | 昭和48年6月 株式会社西友ストア(現合同会社西友)入社 平成5年5月 株式会社良品計画取締役総務人事部長 平成9年5月 同社常務取締役流通推進部長 平成11月3月 同社専務取締役流通推進部長 平成13年1月 同社代表取締役社長 平成14年2月 同社代表取締役社長兼執行役員 平成20年1月 同社代表取締役会長兼執行役員(現任) 平成21年5月 ムジ・ネット株式会社(現株式会社MUJI HOUSE)代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社MUJI HOUSE代表取締役社長 | 1,000株 |

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2 ※は新任取締役候補者であります。
3 取締役候補者の所有する当社株式数は、平成26年5月31日現在の状況を記載しております。
4 都甲和幸氏、岩田松雄氏及び松井忠三氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は都甲和幸氏及び岩田松雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役との責任限定契約について

(1) 社外取締役候補者の選任理由

都甲和幸氏につきましては、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。岩田松雄氏につきましては、長く企業経営に関与しており経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営を監督していただくとともに当社の経営全般に助言を頂戴したいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

松井忠三氏につきましては、長く企業経営に関与しており、現在も上場会社の代表取締役として経営の第一線で活躍をされております。同氏の豊富な経験を当社の経営に生かしていただきたくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者都甲和幸氏及び岩田松雄氏は当社との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本定時株主総会において両氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

また、松井忠三氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。

第2号議案 監査役2名選任の件

平成26年1月10日、監査役安藤祥治氏が逝去され、監査役の法定員数を欠くこととなったため、平成26年2月13日に東京地方裁判所において仮監査役として内海雅秀氏が選任され就任いたしました。その任期は後任監査役が選任されるまでとなっておりますので、改めて同氏の選任をお願いするものです。

また、監査体制の強化のため監査役1名を増員したく、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び 重要な兼職の状況 | 所有する 当社の 株式数 |
|-------|---------------------------------------|---|--------------------|
| 1 | うつみ まさひで 内海 雅秀 (昭和48年4月1日生) | 平成12年4月 東京弁護士会登録、奥野総合法律事務所入所 平成18年4月 東京弁護士会司法修習委員会委員 平成21年3月 日本弁護士連合会代議員 平成21年4月 東京弁護士会常議員 平成25年4月 静岡県弁護士会登録 平成25年5月 内海総合法律事務所開設 平成26年2月 当社仮監査役(現任) | — |
| 2 | ※ あんどう ひろあき 安藤 裕朗 (昭和46年11月9日生) | 平成6年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入社 平成12年7月 当社入社 平成15年3月 有限会社a.i.s設立 代表取締役 平成22年5月 株式会社安藤商事取締役(現任) | — |

(注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2 ※は新任監査役候補者であります。

3 内海雅秀氏は社外監査役候補者であります。

4 内海雅秀氏は、現在当社の仮監査役ですが、平成26年2月13日に就任し、その在任期間中は本定時株主総会終結の時をもって5カ月となります。

5 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選任理由

内海雅秀氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役候補者との責任限定契約について

内海雅秀氏は当社との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務につき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。本定時株主総会において同氏が選任された場合には、本契約は継続となります。

以上

